

改善報告書

令和 8（2026）年 7 月 6 日

1. 大学名：松山東雲短期大学

2. 認証評価実施年度：令和 5（2023）年度

3. 「改善を要する点」の内容

基準項目：5－2

○中長期計画について、令和 5（2023）年 3 月 20 日に理事会で議決された内容では「教育力の向上」が 5 項目から成っていたが、現在運用されているのは 6 項目で構成されており、理事会の議決を経ずに重要事項の改正を行っていることは改善を要する。

4. 改善状況及び結果

基準項目 5－2 について

令和 5（2023）年 3 月 20 日理事会資料とホームページ掲載内容に齟齬があった為、令和 5（2023）年 10 月 30 日開催の理事会において、事務局より中期計画に掲載すべき重要事項が欠落していたこと、また理事会議決を経ずホームページに修正・掲載した過失についても、真摯に反省し、「2023 年度中長期計画の追加・修正（案）」を上程し、理事会において議決されました。

理事会決議の重要性について、法律及び理事会決議事項を遵守することを再確認いたしました。

5. エビデンス（根拠資料）一覧

基準項目 5－2 の資料

- ・2023 年度第 8 回理事会議事録（2023 年 10 月 30 日開催）【根拠資料 1】

改善報告書

令和 8（2026）年 7 月 6 日

1. 大学名：松山東雲短期大学

2. 認証評価実施年度：令和 5（2023）年度

3. 「改善を要する点」の内容

基準項目：5－2

○学長及び副学長の職務理事について、令和 4（2022）年 9 月 26 日の理事会において理事及び評議員として選任され任期は令和 4（2022）年 10 月 1 日からとしているが、令和 4（2022）年 9 月 30 日の学長及び副学長の任期満了後の令和 4（2022）年 10 月 3 日の理事会において選任の手続きを行い、任期を 10 月 1 日に遡って任命していることは改善を要する。

4. 改善状況及び結果

基準項目 5－2 について

行事・曜日に関わりなく、役員の任期については遵守することを理事会において確認し、次回以降の役員選出に際しては留意いたします。

5. エビデンス（根拠資料）一覧

基準項目 5－2 の資料

・なし

改善報告書

令和 8（2026）年 7 月 6 日

1. 大学名：松山東雲短期大学

2. 認証評価実施年度：令和 5（2023）年度

3. 「改善を要する点」の内容

基準項目：5－3

○「学校法人松山東雲学園中長期計画」について、評議員会では「学園の中長期計画概要」を諮問しており、意見を適切に聴いているとはいえないため改善を要する。

4. 改善状況及び結果

基準項目 5－3 について

令和 6（2024）年 3 月 18 日開催の評議員会において、法人・理事会、中学・高等学校及び認定こども園について、令和 6（2024）年 7 月 29 日開催の評議員会において、大学・短期大学について「学園中期計画（名称変更）」の「中期計画の概要」だけでなく、計画の詳細内容までつまびらかに提示・諮問し、評議員より意見を聴取いたしました。それ以降、中期計画の変更がある場合には臨時で評議員会を開催するなど、適切な時期に意見を聴取しております。

5. エビデンス（根拠資料）一覧

基準項目 5－3 の資料

- ・2023 年度第 3 回評議員会議事録（2024 年 3 月 18 日開催）【根拠資料 2】
- ・2024 年度第 2 回評議員会議事録（2024 年 7 月 29 日開催）【根拠資料 3】
- ・2024 年度第 4 回評議員会議事録（2025 年 3 月 17 日開催）【根拠資料 4】
- ・2025 年度第 4 回評議員会議事録（2026 年 2 月 24 日開催）【根拠資料 5】
- ・2025 年度第 5 回評議員会議事録（2026 年 3 月 23 日開催）【根拠資料 6】

改善報告書

令和 8（2026）年 7 月 6 日

1. 大学名：松山東雲短期大学

2. 認証評価実施年度：令和 5（2023）年度

3. 「改善を要する点」の内容

基準項目：5-3

○決算時の監事監査の報告について、理事会及び評議員会に監事が出席しているにもかかわらず、「学園監事の監査実施要領」に基づく監事の監事報告を行っていないことは改善を要する。

4. 改善状況及び結果

基準項目 5-3 について

令和 5（2023）年度の決算時より、「学園監事の監査実施要領」に則り、「監事の監査報告」を実施いたしました。それ以降、理事会及び評議員会において決算の議題がある場合には「学園監事の監査実施要領」に基づく監事の監査報告を行っております。

5. エビデンス（根拠資料）一覧

基準項目 5-3 の資料

- ・2024 年度第 2 回理事会議事録（2024 年 5 月 30 日開催）【根拠資料 7】
- ・2024 年度第 1 回評議員会議事録（2024 年 5 月 30 日開催）【根拠資料 8】
- ・2025 年度第 2 回理事会議事録（2025 年 5 月 29 日開催）【根拠資料 9】
- ・2025 年度第 2 回評議員会議事録（2025 年 6 月 23 日開催）【根拠資料 10】

改善報告書

令和 8（2026）年 7 月 6 日

1. 大学名：松山東雲短期大学

2. 認証評価実施年度：令和 5（2023）年度

3. 「改善を要する点」の内容

基準項目：6-3

○法人運営における理事会の機能や管理運営の円滑化と相互チェックの体制において、法令や規則を遵守していない点があり、内部質保証システムの一部が機能していないことは改善を要する。

4. 改善状況及び結果

基準項目 6-3 について

対応ができていなかった「ハラスメントの防止等に関する規程」を令和 5（2023）年 11 月 27 日開催の理事会において、また「公益通報の取扱いに関する規程」の制定は令和 5（2023）年 12 月 18 日開催の理事会において決議し、ホームページに規程を公表いたしました。

また、新たに整備が求められている「内部統制システム整備の基本方針」を、令和 6（2024）年 11 月 25 日開催の理事会で決議いたしました。「理事会運営規則」、「評議員会運営規則」、「リスク管理に関する規程」、「コンプライアンス規程」、「監事監査規程」を令和 7（2025）年 3 月 17 日開催の理事会で決議いたしました。

今後も、法律改正及び社会情勢等の把握に努め遺漏ない運営の実施について、中期計画にも明記し、遅滞なく対応いたします。

5. エビデンス（根拠資料）一覧

基準項目 6-3 の資料

- ・2023 年度第 9 回理事会議事録（2023 年 11 月 27 日開催）【根拠資料 11】
- ・2023 年度第 11 回理事会議事録（2023 年 12 月 18 日開催）【根拠資料 12】
- ・2024 年度第 10 回理事会議事録（2024 年 11 月 25 日開催）【根拠資料 13】
- ・2024 年度第 14 回理事会議事録（2025 年 3 月 17 日開催）【根拠資料 14】